

国 技 電 第 1 7 号  
国 総 公 第 4 6 号  
国 水 環 第 4 3 号  
国 水 治 第 5 2 号  
国 水 防 第 1 1 2 号  
平成 2 4 年 7 月 1 1 日

北海道開発局河川計画課長 あて  
各地方整備局河川部長 あて  
沖縄総合事務局開発建設部長 あて

国土交通省大臣官房

技術調査課長

総合政策局

公共事業企画調整課長

水管理・国土保全局河川環境課長

治水課長

防災課長

#### 計画的、効率的な河川維持管理に関する取り組みについて

先般、総務大臣より国土交通大臣に対して、「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告がなされ、国における河川管理施設の維持管理計画の策定に関して、「ゲート設備点検等マニュアル（案）及びポンプ設備点検等マニュアル（案）に基づく維持管理計画を早期に策定すること」、また都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という。）における河川の維持管理に関して、「施設の健全度や重要度等を考慮した計画的かつ効率的な実施が図られるよう周知徹底すること。」「点検結果等の適切な整備について周知徹底すること。」「長寿命化計画の作成手引き等の作成、長寿命化計画の策定例の提供など必要な支援を行うこと。」等の所見が示されたところである。

国における河川管理施設に関しては、「河川構造物の長寿命化計画の策定について」（平成 2 4 年 6 月 6 日国技電第 1 2 号・国総公第 3 4 号・国水環第 3 号・国水流第 3 号）により施設毎に長寿命化計画の作成を進めるよう既に依頼しているところであり、早期の策定に努められるとともに、同計画あるいは河川砂防技術基準維持管理編等に基づいて適切な維持管理に努められたい。

都道府県等における河川の維持管理に関しては、「効果的・効率的な河川維持管理の推進について」（平成23年5月11日国河環保第1号）により、河川砂防技術基準維持管理編等を参考にして河川維持管理計画の作成・充実に努めて頂くなど、効果的・効率的な河川維持管理の推進についてお願いしていたところであるが、今般の勧告を踏まえ別添により、計画的な維持管理に努めて頂くよう都道府県等に通知したところである。ついで、都道府県等における長寿命化計画の作成や関連事業の業務が円滑に進むように、下記により支援策を講じる等としたので、遺漏なきよう対応されたい。

## 記

1. 災害復旧事業の査定に当たっては、維持管理に関する計画の履行状況の確認が、また社会資本整備総合交付金による特定構造物改築事業の採択に当たっては、施設毎の長寿命化計画の内容の確認を必要としている。これらの手続きを円滑に進めていくことも踏まえ、都道府県等において維持管理計画あるいは長寿命化計画の作成が促進されるよう支援に努められたい。

2. 河川維持管理計画あるいは施設毎の長寿命化計画作成については、「都道府県等管理河川における河川維持管理状況等に関する調査について（平成23年5月11日国河環保第2号）」で依頼している「河川維持管理に係る技術会議」等を活用してそれらの計画の内容の確認、作成方法に関する情報共有等を進められたい。また、都道府県等の計画作成等の支援を推進するため、常設の相談窓口を貴局内に設けられたい。

本件に関する問い合わせ先

国土交通省

大臣官房 技術調査課 電気通信室

課長補佐 野村一郎 内線 2 2 3 6 4

総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

課長補佐 木下 豪 内線 2 4 9 4 3

水管理・国土保全局

河川環境課河川保全企画室 課長補佐 安部宏紀 内線 3 5 4 6 4

流水管理室 課長補佐 湊上吾郎 内線 3 5 4 9 2

治水課 課長補佐 一戸欣也 内線 3 5 6 1 2

防災課 課長補佐 木村秀治 内線 3 5 7 5 2